平成２１年（フ）第３９５号
岩手県八幡平市大更第34地割62番地１
債務者　佐々木義一
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４２１号
盛岡市西見前11地割215番地　コーモド鈴木102号
債務者　谷地　敏博
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４２８号
岩手県下閉伊郡川井村大字田代第１地割272番地１
債務者　澤口　　進
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２６２号
群馬県高崎市南町３番地４　南シティハイツ402号
債務者　工藤　和子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４５３号
さいたま市緑区大字中尾2018番地７
債務者　鈴木　功路
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏88番地
債務者　鈴木　博之
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
埼玉県羽生市西２丁目17番17号、住民票上の住所さいたま市桜区田島２丁目６番３―102号
債務者　石嶋　洋子（旧姓海老沼）
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７３号
埼玉県比企郡小川町大字大塚808番地６
債務者　佐藤二三夫
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８２号
埼玉県深谷市折之口191番地４
債務者　高田　裕司
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１２０号
千葉県銚子市余山町38番地の２
債務者　信田麻由子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５１号
新潟県燕市関崎2670番地、前住所新潟県新潟市西蒲区潟浦新126番地
債務者　堀　　正人
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第２９４号
静岡県沼津市吉田町23―７ルチェーレ３階、住民票上の住所静岡県沼津市西島町20番45号
債務者　浅沼むつ子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
静岡県沼津市下香貫下障子3204番地の７
債務者　渡邊　　睦
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
愛知県一宮市枠杁町３丁目14番地　松降コーポラス305号
債務者　神山　桂子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２５４号
愛知県一宮市末広２丁目24番４号
債務者　鈴木　邦彦
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３４号
北海道空知郡南幌町南11線西16番地
債務者　久保菜穂美
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第８３号
北海道夕張郡由仁町馬追104番地の14
債務者　宮嶋　直樹
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第８５号
北海道岩見沢市駒園７丁目７番21号　森清ハイツ202
債務者　榊　　和義
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部